

港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

○	港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）（第一条関係）		1
○	宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第二条関係）		4
○	公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）（第三条関係）		5

改 正 案	現 行
（貸付けを受ける者の基準） 第二条 法第五十五条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 一 当該特定用途港湾施設の建設又は改良に関し、次の要件に適合する工事実施計画を有する者であること。 イ 法第三条の三第十一項の規定により公示された港湾計画において定められた特定用途港湾施設の建設又は改良の計画に適合すること。 ロ・ハ （略） 二 四 （略） （特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金の貸付けを受ける者の基準） 第九条 法第五十五条の八第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 一 当該特別特定技術基準対象施設の改良に関し、次の要件に適合する工事実施計画を有する者であること。 イ 法第三条の三第十一項の規定により公示された港湾計画において定められた特別特定技術基準対象施設の改良の計画に適合すること。 ロ （略） 二 四 （略） （職権の委任） 第二十二条 次に掲げる国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は	（貸付けを受ける者の基準） 第二条 法第五十五条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 一 当該特定用途港湾施設の建設又は改良に関し、次の要件に適合する工事実施計画を有する者であること。 イ 法第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画において定められた特定用途港湾施設の建設又は改良の計画に適合すること。 ロ・ハ （略） 二 四 （略） （特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金の貸付けを受ける者の基準） 第九条 法第五十五条の八第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 一 当該特別特定技術基準対象施設の改良に関し、次の要件に適合する工事実施計画を有する者であること。 イ 法第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画において定められた特別特定技術基準対象施設の改良の計画に適合すること。 ロ （略） 二 四 （略） （職権の委任） 第二十二条 次に掲げる国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は

北海道開発局長が行うものとする。

北海道開発局長が行うものとする。ただし、第一号、第四号（法第五十条の二第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分を除く。）、第五号（法第五十条の六第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分を除く。）、第六号（法第五十条の十六第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分を除く。）、第七号（法第五十一条の六第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分を除く。）、第八号、第九号及び第十一号（第十七条の九の規定に係る部分に限る。）に掲げる職権については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第四十一条の五の規定による国土交通大臣の職権

二・三 （略）

四 法第五十条の二第九項及び第十項（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）並びに第五十条の三第五項の規定による国土交通大臣の職権

五 法第五十条の六第九項及び第十項（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）並びに第五十条の七第五項の規定による国土交通大臣の職権

六 法第五十条の十六第七項及び第八項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第五十条の二十二の規定による国土交通大臣の職権

七 法第五十一条の六第八項及び第九項（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）並びに第五十一条の七第十項の規定による国土交通大臣の職権

八 法第五十六条の二の二十二の規定による国土交通大臣の職権
九 法第五十六条の四及び第五十六条の五の規定による国土交通大臣の職権

十 （略）

十一 第十七条の四第一項本文、第十七条の五、第十七条の六本文、第十七条の八及び第十七条の九の規定による国土交通大臣

（新設）

一・二 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

三 （略）

四 第十七条の四第一項本文、第十七条の五、第十七条の六本文及び第十七条の八の規定による国土交通大臣の職権

の職権

(削る)

附 則

1
8 (略)

9 法附則第十五項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該港湾施設の建設又は改良の工事に関し、次の要件に適合する工事実施計画を有し、かつ、当該工事実施計画について港湾管理者の承認を受けている者であること。

イ 法第三条の三第十一項又は第十二項の規定により公示された港湾計画がある場合には、当該港湾計画において定められた港湾施設の建設又は改良の計画で当該港湾施設に係るものに適合すること。

ロ・ハ (略)

二
四 (略)

10
12 (略)

2 法第四十一条の五、第五十条の第二十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第五十条の三第五項、第五十条の六

第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第五十条の七第五項、第五十条の十六第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第五十条の二十二、第五十六条の四及び第五十六条の五の規定並びに第十七条の九の規定による国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができる。

附 則

1
8 (略)

9 法附則第十五項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該港湾施設の建設又は改良の工事に関し、次の要件に適合する工事実施計画を有し、かつ、当該工事実施計画について港湾管理者の承認を受けている者であること。

イ 法第三条の三第九項又は第十項の規定により公示された港湾計画がある場合には、当該港湾計画において定められた港湾施設の建設又は改良の計画で当該港湾施設に係るものに適合すること。

ロ・ハ (略)

二
四 (略)

10
12 (略)

○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。 一 二十二（略） 二十三 港湾法第三十七条第一項第四号、第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十五条の五、第五十条の十三、第五十条の二十、第五十一条の十三及び第五十五条の四の四 二十四 六十四（略） 2・3（略）	（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。 一 二十二（略） 二十三 港湾法第三十七条第一項第四号、第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十五条の五、第五十条の十三及び第五十条の二十 二十四 六十四（略） 2・3（略）

○ 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第四条第一項の政令で定める土地及び規模） 第二条 法第四条第一項第二号二に規定する政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。 一 （略） 二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）<u>第三条の三第十一項又は第十二項の規定により公示された港湾計画に定める港湾施設の区域内に所在する土地</u> 三 五 （略） 2 （略）	（法第四条第一項の政令で定める土地及び規模） 第二条 法第四条第一項第二号二に規定する政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。 一 （略） 二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）<u>第三条の三第九項又は第十項の規定により公示された港湾計画に定める港湾施設の区域内に所在する土地</u> 三 五 （略） 2 （略）